

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯能市長 新 井 重 治

市町村名 (市町村コード)	飯能市 (11209)	
地域名 (地域内農業集落名)	双柳地区 (下加治、浅間、新光)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和6年2月に実施した農業経営の意向に関するアンケートの結果によると、当地区内の農地所有者又は耕作者のうち約2割が農業を既にやめている又はやめたいと考えている。農業者の高齢化及び後継者不足により、今後担い手不足が予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内で規模拡大意向を示す農業者の共有を図るとともに、露地野菜を中心として、引き続き農業を担う者への農地の集積・集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
団体営農道整備事業実施済み。(昭和48年度完了)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を確保するため、市や川越農林振興センター、JA等の関係機関と連携し、農地の幹旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスの情報収集に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--